

生駒市
地域経済循環創造事業補助金
実施要領

令和7年8月
生駒市

1 目的

本要領は地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造するため、民間事業者等に対して、予算の範囲内で地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、総務省地域経済循環創造事業交付金交付要綱（以下「総務省要綱」という。）及び生駒市地域経済循環創造事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項等を定める。

2 生駒市地域経済循環創造事業補助金の概要

(1) 交付対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、地域での経済循環を創造することを目的として、民間事業者等が地域の金融機関から融資を受けて行う地域資源を活かした先進的かつ持続可能な事業で市長が適当と認めた事業であって、総務省要綱第10条第1項に規定する交付決定を受けた事業とする。

(2) 対象者

補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者で、補助事業を実施する民間事業者等とする。

ア 市内に事業所を有し、又は設置しようとする者

イ 市が実施する同種の補助金の交付を受けていない者

ウ 住所地の市町村民税を滞納していない者

エ 生駒市暴力団排除条例（平成23年生駒市条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団又は代表者若しくは役員等が同条第3号に規定する暴力団員等でない者

(3) 対象経費

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、総務省要綱第10条第1項に規定する交付決定を受けた日から第14条に規定する実績報告をした日までに要した次の表に掲げる経費とする。

経費の区分	内容
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕並びに購入に係る経費（用地取得費を除く。）
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費（事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む）
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費

調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、補助対象者と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、補助対象者が直接行う調査研究に係る経費は除く。
-------	--

(4) 補助金額

補助金の額は、補助対象経費から地域の金融機関等の融資額及び事業者等の自己資金等の合計額を差し引いた額とする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、補助金額の上限額は以下のとおりとする。

- ア 融資額が補助金額と同額以上1.5倍未満の額の場合 2,500万円
- イ 融資額が補助金額の1.5倍以上2倍未満の額の場合 3,500万円
- ウ 融資額が補助金額の2倍以上の額の場合 5,000万円

3 申込方法

(1) 提出書類

補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、あらかじめ生駒市地域経済循環創造事業選定に係る申込書（要綱様式第1号。以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期間内に提出しなければならない。

- ア 総務省が定める地域経済循環創造事業交付金実施計画書別記様式第1号－1及び第1号－2（以下「実施計画書」という。）
- イ 貢献調書（別紙1）
- ウ 実施計画書における収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料（任意様式）
- ウ 工程表その他の完了までのスケジュールが分かる資料（任意様式）
- エ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
- オ 会社概要又はこれに準ずるもの
- カ 住所地の市町村民税に滞納がないことを証明する書類
- キ 生駒市地域経済循環創造事業選定に係る企画提案書（任意様式）（以下「企画提案書」という。）
- ク その他市長が必要と認める書類

(2) 提出部数

正本1部、副本6部の合計7部の書類及びPDFデータを提出すること。

(3) 提出期間

令和7年8月15日(金)～10月15日(水) 12時00分まで

持参の場合における受付時間は、平日の9時00分～16時30分とする。

(4) 提出方法

郵送(配達証明付書留郵便による郵送に限る。提出期間内必着とする。)又は持参により提出すること。なお、提出書類のデータについては PDF データにした上で電子メールで送付すること。

(5) 提出先

住所：〒630-0288 奈良県生駒市東新町 8-38

生駒市地域活力創生部商工観光課 27 番窓口

E-mail：ikokei@city.ikoma.lg.jp

4 質問方法

本要領に係る質問がある場合は、以下の書類を提出すること。なお、質問に対する回答について口頭による個別対応は行わない。

(1) 提出書類

生駒市地域経済循環創造事業補助金申請に係る質問書

(2) 受付期間

令和 7 年 8 月 15 日(金)～令和 7 年 9 月 16 日(火)

(3) 提出先

生駒市地域活力創生部商工観光課

E-mail：ikokei@city.ikoma.lg.jp

(4) 提出方法

上記(3)に記載のメールアドレス宛てに電子メールで提出すること。なお、電話や直接来所、質問書持参による質問には応じない。

(5) 回答

質問に対する回答は、令和 7 年 9 月 19 日(金)を目途に本市のホームページで公表するものとし、回答は本要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。また、同趣旨の質問はまとめて回答する。

5 選定

(1) 選定方法

① 審査会の設置

本市が令和 8 年度に総務省所管の地域経済循環創造事業交付金へ申請する事業を選定するため、透明性及び公平性を確保し、適正に事業を選定することを目的とした生駒市地域経済循環創造事業審査会(以下「審査会」という。)を設置する。なお、審査会は非公開とする。

② 審査の内容

審査にあたっては、生駒市が設置する審査会において２次審査制で行う。

・ １次審査（書類審査）

提出された実施計画書、企画提案書等の書類に基づいて審査・採点する。

・ ２次審査（書類審査・プレゼンテーション審査）

１次審査を通過した者に対し、企画提案についてのプレゼンテーションによるヒアリング等を実施し、評価基準に基づいて審査・採点する。

③ プレゼンテーションの実施

ア 実施日

本要領「６スケジュール」のとおり

イ 実施時間・場所

２次審査実施案内時に別途通知する。

ウ 実施方法

a プレゼンテーションの時間は、準備及び片付け時間も含め、１者につき２０分以内とする。

b プレゼンテーション終了後、１５分以内でヒアリング時間を設ける。

c プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づいて行うものとし、他の資料配布は認めない。

d プレゼンテーションにパソコンが必要な場合は、各自で用意すること。会場、スクリーン、プロジェクター及び電源については本市で用意する。

e 出席者：３名以内とする。

⑤ 選定結果の通知

・ 第１次審査

審査結果を電子メールで通知する。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を電子メールで通知する。

・ 第２次審査

審査結果を電子メールで通知する。

６ スケジュール

受付開始	令和７年８月１５日(金)（予定）
交付申請書等受付締切	令和７年１０月１５日(水) １２時００分まで
第１次審査	令和７年１０月２２日(水)（予定）
第２次審査	令和７年１１月４日(火)（予定）
結果通知	令和８年６月５日(金)（予定）

7 失格

本補助金の申請者若しくは提出書類が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提出書類の作成形式及び本要領「8 留意事項」に示された要件に適合しないもの
- (3) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (5) 事業実施期間は交付決定を受けようとする年度を含めて最大2年以内となっていないもの
- (6) 国、都道府県、市町村等の他の公的機関が実施する同種の補助金の交付を受けていないこと

8 留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (3) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本補助金の交付決定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

9 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市 地域活力創生部 商工観光課 担当：宮島・工藤

生駒市東新町8-38 電話：0743-74-1111 内線2260

メールアドレス：ikokei@city.ikoma.lg.jp